

宮城労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

(登録番号 第5-328号 登録有効期限 令和6年3月30日)

不整地運搬車運転技能講習
開催について (ご案内)

労働安全衛生法第61条第1項により、最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)業務は、都道府県労働局長の登録機関が行う技能講習を修了した者でなければ、運転できないことになっております。

当支部では、宮城労働局長の登録教習機関として標記技能講習を開催しております。

つきましては、下記要領により本講習を開催いたしますので関係従業員の受講方についてご配慮賜りたくご案内申し上げます。

記

1. 募集対象 受講科目の一部免除の対象となる者

2. 講習日時・場所

(1) 学科

- ・日時 令和3年5月24日 9:00~
- ・場所 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

(2) 実技

- ・日時 **当協会指定の日** 8:00より **学科講習の時、実技日を指定します。**
(5月25日から受講番号順に指定します。)
- ・場所 仙台市青葉区芋沢字下野下38-1 (株)セルコ構内
建災防宮城県支部実技センター

講習期間中は受付で本人確認をいたしますので、受講票と一緒に、身分証明書(自動車免許証、健康保険証、住民票、パスポート等)をご提示の上、受付を済ませてください。
身分証明書は必ず原本をお持ちください。(コピーは不可)

3. 受講科目、受講時間及び受講料

	受講科目	受講時間	受講料	
学科	・不整地運搬車の運転に必要な力学に関する知識 ・不整地運搬車の荷の運搬に関する知識 ・関係法令	7時間	会員	29,000円 (テキスト代、消費税含)
実技	・不整地運搬車の荷の運搬	4時間	会員外	30,000円 (テキスト代、消費税含)

※ 建災防宮城県支部会員は、テキスト代を1,000円助成しております。

4. 申込受付

定員20名になり次第締め切らせていただきます。
受付後の取消しについては、受講料はお返しできません。

5. 申込場所

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

TEL 022(224)1797

申込書に受講料及び自動車免許等のコピーを添えてお申込ください。

6. 受講科目の一部免除について

区 分	受 講 の 一 部 免 除 を 受 け る こ と が で き る 者
1	建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者又は2級の技術検定の第2種から第6種までの種別に該当するものに合格した者
2	道路交通法の大型特殊自動車免許を有する者
3	道路交通法の大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車免許を有し、かつ、機体重量3トン未満の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転、機体重量3トン未満の車両系建設機械（解体用）の運転、最大積載量1トン未満の不整地運搬車の運転のいずれかの業務に、3ヶ月以上従事した経験を有する者
4	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習又は車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者

※ 講習科目の一部免除の資格を有することを証明する書面（免許証・修了証等）のコピーを添付して下さい。

7. その他

- 1) 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報は、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 2) 本講習については、建設労働者確保育成助成金の適用があります。
助成金の申請際には、講習案内書、受講申込書のコピーが必要になります。

※ 助成金についての詳細は、宮城労働局 職業安定部 訓練室 助成金担当(TEL 022-205-9855)へお問い合わせください。